

努力義務

事業者は適格消費者団体からの要請対応に努める必要があります。

適格消費者団体の要請に対応

事業者は、適格消費者団体から、①不当条項と疑われる契約条項の開示、②解約料の算定根拠（営業秘密は除きます。）の説明、や③差止請求を受けて行った措置の内容の説明を要請されたときは、これに応じるよう努めなければなりません。

※令和4年通常国会改正。

スポーツクラブでケガをして補償を求めたけど、当社は一切責任を負わないと規約に書いてると言われて拒否された・・・



消費者

情報提供



不当条項が含まれている可能性があるので規約を提出してください



適格消費者団体

要請



事業者

消費者団体訴訟制度（差止請求）とは・・・

- ★消費者被害は、同じような種類の被害が多数の消費者に生じる特徴があります。
- ★こうした消費者被害の未然の防止、拡大の防止のため、消費者団体訴訟制度（差止請求）があります。
- ★消費者団体訴訟制度（差止請求）は、適格消費者団体が、事業者の不当な行為をやめるように求めることができる制度です。
- ★適格消費者団体は全国各地に23団体（令和5年1月現在）あります。これらの団体に、不当な勧誘や契約条項等に関する情報提供をお願いします。
- ★また、こうした消費者団体を支援するため、NPO法人消費者スマイル基金が設立されています。

消費者に求められること

契約の内容について理解しましょう。

消費者は、消費者契約を締結するに際し、事業者から提供された情報を活用し、消費者契約の内容について理解することが求められています。

